

大口町告示第99号

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度愛知県保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱（令和5年6月8日5子支第459号）の規定に基づき、物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等に対し予算の範囲内で交付する大口町保育所等給食費軽減対策支援金（以下「支援金」という。）について、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象等)

第2条 支援金の交付対象、交付要件、対象経費及び基準額は、別表によるものとする。

(対象期間)

第3条 支援金の算定対象期間は、令和5年4月1日から同年9月30日までとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付申請書（様式第1）（以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかにその旨を大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知する。

(変更交付申請等)

第6条 支援金の交付決定を受けた申請書の内容を変更しようとするときは、申請者は、速やかに大口町保育所等給食費軽減対策支援金変更承認申請書（様式第3）（以下「承認申請書」という。）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその旨を大口町保育所等給食費軽減対策支援金変更交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知する。

（実績報告）

第7条 申請者は、事業が完了したときは、大口町保育所等給食費軽減対策支援金実績報告書（様式第5）（以下「実績報告書」という）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（支援金額の確定）

第8条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき支援金額を確定し、速やかにその旨を大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定額確定通知書（様式第6）（以下「額確定通知書」という。）により、申請者に通知する。

（支援金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による額確定通知書の通知後において、大口町保育所等給食費軽減対策支援金請求書（様式第7）による、申請者の請求により、支援金を交付する。

（支援金の返還）

第10条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認められるときは、大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定取消通知書（様式第8）により、支援金の交付決定を取り消し、交付した支援金の全部または一部の返還を求めるものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、次項の規定を除き、令和5年4月1日から適用する。

（大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱の廃止）

2 大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱（令和4年大口町告示第83号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。この場合において、この要綱による廃止前の旧要綱第12条の規定は、廃止後もなお、その効力を有する。

別表（第2条関係）

区分	内容
1 交付対象	<p>保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に対して、物価高騰に伴う給食費の保護者負担を支援する事業者</p>
2 交付要件	<p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 交付申請日時点において、大口町内に所在していること。</p> <p>(2) 令和5年4月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</p> <p>(3) 令和5年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。</p>
3 対象経費	<p>物価高騰に伴う給食費の事業者負担分</p>
4 基準額	<p>給食実施延児童数に1食60円を乗じて得た額</p>

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額	円
-------	---

(人 × @ 60円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
4月から9月までの給食実施延児童数							

【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 令和5年4月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和5年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町保育所等給食費軽減対策支援金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 支援金額

円

大口町保育所等給食費軽減対策支援金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

変更交付申請額	円
当初交付決定額	円
差引額	円

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
4月から9月までの給食実施(延)児童数							

【申立事項】

以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町保育所等給食費軽減対策支援金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町保育所等給食費軽減対策支援金の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

変更承認申請額 円

既交付決定額 円

追加（減額）支援金額 円

大口町保育所等給食費軽減対策支援金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

実績報告額	円
既交付決定額	円
差引額	円

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
4月から9月までの給食実施(延)児童数							

【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 令和5年4月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和5年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び実績報告の内容に相違ない。

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町保育所等給食費軽減対策支援金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町保育所等給食費軽減対策支援金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 支援金額

円

様式第7（第9条関係）

大口町保育所等給食費軽減対策支援金請求書

年 月 日

大口町長 様

請求者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

年 月 日 第 号で確定のあった大口町保育所等給食費軽減対策支援金について、大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定取消通知書

大口町長



年 月 日付け 第 号により通知しました大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付決定について、下記の理由により取消しすることといたしましたので通知します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 取消理由
- 3 返還額 円
- 4 その他